

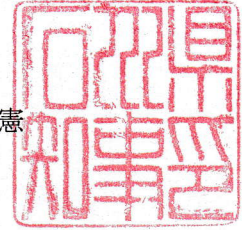


公文書一部公開決定通知書

河第70号
平成26年4月9日

中 登史紀 様

石川県知事 谷 本 正 憲



平成26年3月26日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公文書の一部を公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	平成24年度 ダム施設長寿命化計画策定業務委託 報告書
公文書の公開の日時	平成26年4月18日 午前 3時00分から (午後)
公文書の公開の場所	情報公開総合窓口 (金沢市鞍月1丁目1番地)
公開しない部分	受託業者従業員の氏名
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人を識別することができる個人情報に該当するため
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課(所)	土木部河川課水政グループ (電話番号 076-225-1736)
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対して異議申立てをすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

注意1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。

3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。